

十勝圏複合事務組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧手続に関する条例施行規則

〔平成 30 年 3 月 30 日〕
規 則 第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、十勝圏複合事務組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧手続に関する条例（平成 30 年条例第 5 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(縦覧の手続)

第 2 条 条例第 4 条の規定により縦覧に供された報告書等を縦覧しようとする者（以下「縦覧者」という。）は、縦覧申込書（第 1 号様式）に必要な事項を記入し、申込まなければならない。

(縦覧の期間等)

第 3 条 条例第 4 条第 2 項の規定による縦覧の期間のうち、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日は、縦覧を行なわない。

2 縦覧の時間は、縦覧の告示の際に周知することとする。

(縦覧者の遵守事項)

第 4 条 縦覧者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 報告書等を縦覧の場所から持ち出さないこと。
- (2) 報告書等を汚損し、損傷し、又は報告書等に加筆してはならないこと。
- (3) 他の縦覧者に迷惑を及ぼさないこと。
- (4) 係員の指示があった場合には、それに従うこと。

2 組合長は、前項の規定に違反した者に対し、縦覧を停止し、又は禁止することができる。

(住民の意見書の記載事項)

第 5 条 条例第 5 条の規定による意見書の提出は、第 2 号様式によるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に十勝環境複合事務組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧手続に関する条例施行規則（平成 20 年十勝環境複合事務組合規則第 1 号）の規定により申し込まれた縦覧申込書は、この規則の規定により申し込まれた縦覧申込書とみなす。

第1号様式（第2条関係）

縦覧申込書

年 月 日

十勝圏複合事務組合 組合長 様

申込者 住所
氏名

（法人にあつては、名称・代表者氏名及び登記され
た事務所の所在地又は、事業所の所在地）

十勝圏複合事務組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧
手続に関する条例施行規則第2条の規定に基づき、報告書等の縦覧の申込みをします。

第2号様式（第5条関係）

生活環境の保全上の見地からの意見書

年 月 日

十勝圏複合事務組合 組合長 様

申込者 住所
氏名

（法人にあつては、名称・代表者氏名及び登記され
た事務所の所在地又は、事業所の所在地）

施設の名称

意 見